

## 1. 平成28年第3回郡上市議会定例会議事日程（第6日）

平成28年6月29日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 議案第87号 市長等の給料の月額の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程3 議案第88号 郡上市白鳥前谷自然活用総合管理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程4 議案第89号 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程5 議案第90号 郡上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程6 議案第91号 郡上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程7 議案第92号 郡上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程8 議案第93号 郡上市青少年育英奨学資金貸付条例の一部を改正する条例について
- 日程9 請願第4号 関西電力高浜原発3号機の再稼働の停止および再生可能エネルギーへの転換を求める意見書採択についての請願書
- 日程10 請願第5号 安全保障関連2法（「平和安全法制整備法」、「国際平和支援法」）の廃止を求める意見書採択についての請願書
- 日程11 請願第6号 消費税引き上げ中止を求める請願書
- 日程12 請願第7号 所得税法第56条廃止の意見書提出を求める請願書

## 2. 本日の会議に付した事件

日程1から日程12まで

- 日程13 議案第100号 工事請負契約の締結について（郡上市防災行政無線（同報系）設備整備工事（第1期））
- 日程14 議案第101号 工事請負契約の締結について（無電柱化整備本体管路（第1工区）工事）
- 日程15 議案第102号 工事請負契約の締結について（簡水八幡南部浄水場築造第2期工事）
- 日程16 議案第103号 物品売買契約の締結について（公有民営方式バス車両購入）

## 3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番 三島 一 貴

2番 森 藤 文 男

3番	原 喜与美	4番	野 田 勝 彦
5番	山 川 直 保	6番	田 中 康 久
7番	森 喜 人	8番	田 代 はつ江
9番	兼 山 悌 孝	10番	山 田 忠 平
11番	古 川 文 雄	12番	清 水 正 照
13番	上 田 謙 市	14番	武 藤 忠 樹
15番	尾 村 忠 雄	16番	渡 辺 友 三
17番	清 水 敏 夫	18番	美谷添 生

4. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	副 市 長	青 木 修
教 育 長	石 田 誠	理事兼総務部長	田 中 義 久
市長公室長	三 島 哲 也	健康福祉部長	羽田野 博 徳
農林水産部長	下 平 典 良	商工観光部長	福 手 均
建 設 部 長	古 川 甲子夫	環境水道部長	平 澤 克 典
教 育 次 長	細 川 竜 弥	会計管理者	乾 松 幸
消 防 長	川 島 和 美	郡上市民病院 事務局 長	尾 藤 康 春
国保白鳥病院 事務局 長	藤 代 求	郡 上 市 代表監査委員	大 坪 博 之
総務部総務課長	佃 良 之		

6. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議会事務局 長	長 岡 文 男	議会事務局 議会総務課長	古 川 義 幸
議会事務局 議会総務課主査	武 藤 淳		

## ◎開議の宣告

○議長（渡辺友三君） おはようございます。

議員の皆様方には、6月13日開会以来、それぞれの出務、まことに御苦労さまでございます。

いよいよ最終日を迎えることになりました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

ただいまの出席議員は、18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、よろしくお願いいたします。

なお、報道のために写真撮影及びテレビカメラの撮影を許可しておりますので、お願いをいたします。

(午前 9時40分)

---

## ◎会議録署名議員の指名

○議長（渡辺友三君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、1番 三島一貴君、18番 美谷添生君を指名いたします。

---

## ◎議案第87号から議案第93号までについて（委員長報告・採決）

○議長（渡辺友三君） 日程2、議案第87号 市長等の給料の月額の特例に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程8、議案第93号 郡上市青少年育英奨学資金貸付条例の一部を改正する条例についてまでの7議案を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました7議案は、各常任委員会に付託審査しておりますので、各委員長より審査の経過と結果についての御報告を求めます。

まず初めに、総務常任委員長、7番 森喜人君。

○7番（森 喜人君） それでは、総務常任委員会の報告をさせていただきます。

平成28年6月13日開会の平成28年第3回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例1議案につきまして、平成28年6月21日開催の第4回総務常任委員会において、慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について報告いたします。なお、経過については主要内容を報告いたします。

議案第87号 市長等の給料の月額の特例に関する条例の一部を改正する条例について。

市長公室長及び人事課長から、副市長の選任日が5月14日となったため、給料の減額期間の終了期日及び条例の執行期日を平成32年5月1日から平成32年5月13日に改めること、並びに6月に支給する給料の特例額を58万8,600円から60万3,463円に改めることの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。平成28年6月29日、郡上市議会議長 渡辺友三様。郡上市議会総務常任委員会委員長 森喜人。

○議長（渡辺友三君） 続いて、産業建設常任委員長、5番 山川直保君。

○5番（山川直保君） それでは、産業建設常任委員会の報告をいたします。

平成28年6月13日開会の平成28年第3回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例1議案につきまして、平成28年6月22日開催の第3回産業建設常任委員会において、慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について報告いたします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

条例議案。

議案第88号 郡上市白鳥前谷自然活用総合管理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

商工観光部長及び白鳥振興事務所長から、白鳥前谷自然活用総合管理施設の指定管理者である株主が入れかわったため、これまで施設の愛称としていたハートピア四季の名称を条例から削除するものである。指定管理者より、地域に密着した名称に変更したいと申し出があり、それに応えるものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から新しい名称について質問があり、英字で「OUTDOOR STYLE AMIDA」という名称で運営したいと聞いている。アウトドアスタイルという新しいコンセプトで阿弥陀ヶ滝という地域もわかるよう、「アミダ」という言葉も入れてあるとの説明がありました。

新しい名称は条例に載せるのかとの質問があり、旧白鳥町では施設に愛称をつけて条例をつくっているものがあるが、通常は条例で施設名に愛称がついているものは少ないとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。平成28年6月29日、郡上市議会議長 渡辺友三様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 山川直保。

以上です。

○議長（渡辺友三君） 続いて、文教民生常任委員長、6番 田中康久君。

○6番（田中康久君） それでは、文教民生常任委員会の報告をさせていただきます。

平成28年6月13日開会の平成28年第3回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例5議案につきまして、平成28年6月23日開催の第3回文教民生常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について報告いたします。なお、経過については主

な内容を報告いたします。

議案第89号 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長及び保険年金課長から、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額の引き上げと軽減制度の拡充に関する規定を整備するとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革は進んでいるのかという質問があり、国民健康保険事業に対する県のかかわりや国の支援が強化されること、医療と介護が連携した地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みが動き始めているとの説明がありました。

消費税8%から10%への引き上げが延期されたことに伴う国民健康保険事業への影響について質問があり、引き上げによる2%の増収分は国民健康保険事業の財源に充てられる予定がないことから、直接的な影響はないとの説明がありました。平成29年度も同様の措置が講じられるのかとの質問があり、限度額超過世帯の割合が国の目安地に近づくまでこの措置は当面継続される見込みであるとの説明がありました。

平成27年度に開催された郡上市国民健康保険運営協議会ではどのように議論されたのかとの質問があり、法案が可決される前であったことから、影響額を示すことはできなかったが、県下全ての市町村が同様の条例改正を行っていくことや、改正の趣旨は理解いただけたとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第90号 郡上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長及び児童家庭課長から、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、保育士の確保に関する特例規定を整備するとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、郡上市においては待機児童の問題といった差し迫った事情がないことから、現行の基準でよいではないかとの質問があり、未満児を主とした保育需要が高まってきている中、中途入園児の増加に対応できる体制や環境を確保するために整備するとの説明がありました。

保育士の処遇改善について質問があり、私立保育園については、数年前から国・県費や市費を投入した給与改善を行っていること、公立園の保育士、幼稚園教諭は一般行政職と同等の給与体系とし、臨時職員は岐阜県の最低賃金を上回る1時間当たり1,000円を支給しているとの説明がありました。

登録保育士数について質問があり、平成28年4月1日現在、41名の登録があり、臨時的な雇用をもって必要人員を確保しているとの説明がありました。

郡上市と災害協定を締結している自治体からの要請に基づき受け入れ態勢の整備や、今後の園運

営を見据えた保育士等採用の必要について質問があり、公立園においては、法定職員数を確保するための計画的な職員採用を行っているが、来年度からは、保育経験者の登用も視野に入れ、年齢要件を39歳までに拡大するとの説明がありました。

保育士と同等の知識及び経験を有する者の定義について質問があり、幼稚園、小学校教諭または養護教諭の資格を有する者を前提とした運用を行うとの説明がありました。

市内の入園児総数が定員総数に比べてかなり低い数値にある。入園児の状況はどうかとの質問があり、3歳以上のほとんどが保育園、幼稚園、認定こども園に入園している。共働き世帯の職場復帰等に伴い、中途入園の大半が未満児となっているとの説明がありました。

保育士要件の緩和による事故やトラブルが起きないように、十分留意して運用されたいとの意見がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第91号 郡上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長及び高齢福祉課長から、介護保険法の一部が改正され、小規模な通所介護が地域密着型サービスへ移行したこと等に伴い、所要の規定を整備するとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、定員が10人と少ない石徹白デイサービスでも、運営推進会議を設置する必要があるのかとの質問があり、地域密着型施設は、住みなれた地域で家庭的な雰囲気の中できめ細かいサービスを受けることができる。地域との交流を深め、より地域に根づいたサービスを提供するためにも、地元住民の意見を聞き、ともに考えていく場が必要であるとの説明を受けました。

療養型の通所介護と通常デイサービスとの違いは何かとの質問があり、療養型通所介護は、難病やがん末期患者を対象とするサービスであり、利用者の体調の急変等に対応できるよう、病院に併設されるなど、環境が整っているとの説明がありました。

地域密着型サービスのうち、郡上市内にないサービスがあるが、将来的にはどのように考えているのかとの質問があり、夜間対応型、定期巡回、臨時対応型訪問介護といった24時間対応型のサービス体制を整えることは必要と考えるが、地理的に広範囲によること、冬季の積雪事情や採算性などの課題があることも事実である。現在、医師会等との連携を図り、24時間体制の医療介護サービスに関する話し合いを進めているとの説明がありました。

在宅医療、介護の推進に向けたサービスメニューを充実されたいとの意見がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第92号 郡上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に係る基準

に関する条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、介護保険法の一部が改正され、地域密着型介護予防サービスの人員や設備、運営等の基準が一部見直されたことに伴い、所要の規定を整備するとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第93号 郡上市青少年育英奨学資金貸付条例の一部を改正する条例について。

教育次長から、郡上市内に住所を有する奨学資金の返還者の負担を軽減し、貸付制度利用者を支援するとともに、定住促進を図るため、所要の規定を整備するとの説明を受けました。

審査の中で、現状の返還者数と滞納者の有無について質問があり、平成27年度末時点の返還者は56名、そのうち滞納者は1名であったが、現時点ではほぼ完納されているとの説明がありました。

専門学校で就学し、貸付制度を利用している実績について質問があり、技能に関する専門学校や看護専門学校等の実績があるとの説明がありました。

奨学資金の返還免除要件となる市税等の滞納がないことの解釈について説明があり、対象者は、奨学資金返済者本人のみとし、軽自動車税等を含む市税と返還金に滞納がないことであるとの説明がありました。

滞納がないことを条件に加えることは、経済的困窮者を支援するという目的に反していないかとの質問があり、奨学資金貸付制度の主たる目的は、就学して高い教育や知能、技能を身につけ、社会に出て多くの所得を得ていただくことであるとの説明がありました。

卒業半年後からと規定される返還の開始時期について、郡上市外で実務を経験してから郡上市へ戻ることを規定した猶予期間を定められないかとの質問があり、他市の制度の中には、卒業翌月から返還開始されるところもあり、現制度においても猶予期間を設けている。また、卒業されたすぐに郡上へ戻ってきてほしいとの願いが込められているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。平成28年6月29日、郡上市議会議長 渡辺友三様。郡上市議会文教民生常任委員会委員長 田中康久。

○議長（渡辺友三君） それでは、報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認めます。議案ごとに討論、採決を行います。

議案第87号 市長等の給料の月額の特例に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告がありませんので、討論を終了し、採決を行います。

議案第87号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第87号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第88号 郡上市白鳥前谷自然活用総合管理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を集結し、採決いたします。

議案第88号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第88号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第89号 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

議案第89号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第89号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第90号 郡上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決をいたします。

議案第90号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第90号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第91号 郡上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

議案第91号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)



○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第91号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第92号 郡上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に係る基準に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決をいたします。

議案第92号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第92号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第93号 郡上市青少年育英奨学資金貸付条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

議案第93号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第93号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

---

#### ◎請願第4号から請願第7号までについて（委員長報告・採決）

○議長（渡辺友三君） 日程9、請願第4号 関西電力高浜原発3号機の再稼働の停止および再生可能エネルギーへの転換を求める意見書採択についての請願書から、日程12、請願第7号 所得税法第56条廃止の意見書提出を求める請願書までの4件を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました4件について、所管の常任委員会に審査を付託してありますので、委員長より審査の経過と結果について報告いただきます。

初めに、産業建設常任委員長、5番 山川直保君。

○5番（山川直保君） それでは、産業建設常任委員会の報告いたします。

平成28年6月13日開会の平成28年第3回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました請願1議案につきまして、平成28年6月22日開催の3回産業建設常任委員会において、慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について報告いたします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

請願。

請願第4号 関西電力高浜原発3号機の再稼働の停止および再生可能エネルギーへの転換を求め

る意見書採択についての請願書。

紹介議員から、日本列島は火山が多く原発にはふさわしくない土地であるのにも関わらず、世界有数の原発を建設したという状況を私たちは考え直さなければいけない。郡上市は原発が集中する若狭湾から約80キロという距離にあり、事故が起きれば、西風の影響で風下になることを忘れてはならない。原発にさらに近い琵琶湖を水源にしている関西では大変な事態に陥る。そうしたことが想定される中、なぜ原子力規制委員会は稼働開始から40年も経過した原発を再稼働するのか。使用済み核燃料の処理も行き詰っており、処理技術も不確立である。政府はベースロード電源として原発を進めているが、今後の自然エネルギー増加や国民の努力・知恵による節電により、その必要はなく、将来につけを残さないためにも採択していただきたいとの説明を受けました。

審査の中で、委員からは大変重要な案件であり、趣旨には賛同できる部分もあるが、刻々と変わる現状と照らし合わせると今回の請願はリアリティーさに欠けるとの意見がありました。

原発の必要性が全くないという考えや、原発ゼロを決断していくことに関しては見解が分かれるところであるとの意見がありました。

また、高浜原発3号機を特定して再稼働停止を求めるのではなく、日本全体の問題として原発依存から安全最優先を求めるものであれば賛同はできる。核燃料の最終処理場がないという現状も踏まえ、結果責任と安全性について国が責任をとるということに対して、今後意見書を検討すべきであるとの意見がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で本件を不採択とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。平成28年6月29日、郡上市議会議長 渡辺友三様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 山川直保。よろしくお願ひします。

○議長（渡辺友三君） 続いて、総務常任委員長、7番 森喜人君。

○7番（森喜人君） 総務常任委員会の報告をいたします。

平成28年6月13日開会の平成28年第3回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました請願3議案につきまして、平成28年6月21日開催の第4回総務常任委員会において、慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について報告いたします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

請願第5号 安全保障関連2法（「平和安全法制整備法」、「国際平和支援法」）の廃止を求める意見書採択についての請願書。

紹介議員から、請願の安全保障関連2法は、日本が外国の軍事行動や戦争に協力をするという内容である。改めて法律をつくらなくても、現在の安全保障条約第5条に共同防衛がうたっており、現行のままで対処できるが、それ以上に自衛隊が外国で軍事行動をできるようにこの法律を制定したものである。これは、戦力はこれを保持しない、交戦権はこれを認めないという憲法に反するも

のである。挑発行為に対して、力で対抗すれば、やがては戦闘や戦争にエスカレートしていくが、武力や軍事力を使わなければ、平和的な外交しかない。安全保障関連2法は、廃止すべきであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、日米安全保障条約が結ばれていたから日本は戦争がなかったのではないかとの意見がありました。

法は、時代に合わせて国民の考えや合意に基づいて改変していくものであるとの意見がありました。

国際協調していくことこそ必要であるとの意見もありました。

日本が攻撃されたときの備えとして、法整備をしていかなければいけないとの意見がありました。

この請願は、これまでに何度も出されており、不採択となっている。審議は尽くされていると思われるとの意見もありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で本件を不採択とすることに決定いたしました。

請願第6号 消費税引き上げ中止を求める請願書。

紹介議員から、所得の低い層にとっては、ほとんどを衣食住で消費しなくてはならず、購入したすべてのものに消費税がかかってくるが、余裕のある世帯は株や預貯金に回したりするため、消費税の影響が少なく済んでおり不公平である。社会保障に使うとしているが、所得の低い層は、自分が出した消費税が自分にかえってくるだけである。日本の税制は富裕層や大企業を非常に優遇しており、これらの税制を是正するだけで消費税をなくすこともできるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から誰もが消費税は上がらないほうがよいと思うが、高齢化社会に向けて社会保障の財源としては必要と考えるとの意見がありました。

今消費税を上げておくべきだとの考えもあり、今回延期したことに対する批判があるとの意見がありました。

低所得者への給付金や子育て支援もとられる予定であり、消費税が10%に上がることにより、低所得者層がそのまま負担増につながるとは考えていないとの意見がありました。

消費税に関する請願はこれまでに何度も出されており、不採択となっている。審議は尽くされているとの意見もありました。

政府は2020年までにプライマリーバランスをゼロにしようという公約を掲げており、それを消費税だけで対応するとなると18%にしなければならない。消費税のかわりを大企業などに課すことも非常に難しい問題であるとの意見がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては継続審査との意見もありましたが、不採択多数で本件を不採択とすることに決定いたしました。

請願第7号 所得税法第56条廃止の意見提出を求める請願書。

紹介議員から、所得税法第56条は、全ての収入が家の主のものとなり、家族はその供であるという古い概念を税制度に取り入れている。政府も男女共同参画の計画の中で変更するようにと述べている。青色申告にすれば家族も従業員と同様の労働力に値する対価が認められるが、記帳義務などがあり差別的であるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から白色申告は単式簿記だが青色申告は複式簿記になるため、商工会により指導してもらえ。商売をするほうは経費などを記帳して、しっかりと税申告をして納めるべきものと考えたとの意見がありました。

白色申告は専従者給与の届け出の義務がないため、勝手に経費を決めてよいと判断される可能性があるとの意見がありました。

白色申告では事業の概要がわからないので、所得税法第56条を廃止するという判断は難しいとの意見がありました。

さまざま意見がある中で、継続審査にして、青色申告と白色申告の違いなどを研究する必要があるとの意見がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で本件は継続審査を要することに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。平成28年6月29日、郡上市議会議長 渡辺友三様。郡上市議会総務常任委員会委員長 森喜人。

以上です。

○議長（渡辺友三君） 報告が終わったので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認め、議案ごとに討論、採決を行います。

請願第4号 関西電力高浜原発3号機の再稼働の停止および再生可能エネルギーへの転換を求める意見書採択についての請願書に対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

請願第4号に対する委員長の報告は原案を不採択にするものであります。原案を不採択にすることに異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議ありの発言がございましたので、起立によって採決を行います。請願第4号に対する委員長の報告は原案を不採択とするものでありますが、原案を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（渡辺友三君） 賛成少数と認め、よって、請願第4号は不採択とすることに決定いたしました。

請願第5号 安全保障関連2法（「平和安全法制整備法」、「国際平和支援法」）の廃止を求める意見書採択についての請願書に対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

請願第5号に対する委員長の報告は原案を不採択にするものであります。原案を不採択とすることに異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議ありの発言がございましたので、起立によって採決を行います。請願第5号に対する委員長の報告は原案を不採択にするものでありますが、原案を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（渡辺友三君） 賛成少数と認め、よって、請願第5号は不採択とすることに決定いたしました。

請願第6号 消費税引き上げ中止を求める請願書に対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

請願第6号に対する委員長の報告は原案を不採択にするものであります。原案を不採択とすることに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議ありの発言がございましたので、起立によって採決いたします。請願第6号に対する委員長の報告は原案を不採択とするものでありますが、原案を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（渡辺友三君） 賛成少数と認め、よって、請願第6号は不採択とすることに決定をいたしました。

請願第7号 所得税法第56条廃止の意見提出を求める請願書に対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

請願第7号に対する委員長の報告は閉会中の継続審査とするものであります。委員長の報告のとおり閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、請願第7号は閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

ここで日程の追加をしたいと思います。

議案第100号 工事請負契約の締結について（郡上市防災行政無線（同報系）設備整備工事（第1期））、議案第101号 工事請負契約の締結について（無電柱化整備本体管路（第1工区）工事）、議案第102号 工事請負契約の締結について（簡水八幡南部浄水場築造第2期工事）、議案第103号 物品売買契約の締結について（公有民営方式バス車両購入）の4議案を日程に追加いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認め、日程に追加します。

追加日程につきましては、お手元に配付してありますので、よろしくお願いをいたします。

---

#### ◎議案第100号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（渡辺友三君） 日程13、議案第100号 工事請負契約の締結について（郡上市防災行政無線（同報系）設備整備工事（第1期））を議題といたします。

説明を求めます。

理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） それでは、議案第100号 工事請負契約の締結について（郡上市防災行政無線（同報系）設備整備工事（第1期））でございます。

次のとおり、工事請負を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。平成28年6月29日提出、郡上市長日置敏明。

契約の目的は、郡上市防災行政無線（同報系）の設備整備工事でございます。3年計画の初年度、1期分でございます。

契約の方法は、随意契約による。

契約金額、2億8,296万円。

契約の相手方、愛知県名古屋市名東区猪高台一丁目1315番地、株式会社富士通ゼネラル、この中部情報通信ネットワーク営業部でございます。

工事の場所は、郡上市内。

工事の概要につきましては、この設備工事一式でございます。

1枚おめぐりいただきますと、資料がございます。今般のこの工事につきましては、現在の防災行政無線が平成15、16で整備してきております郡上ケーブルテレビのネットワークを利用しまして、もともとあります防災行政無線のシステムに音声告知放送というのを連動させた二重のシステムになっております。そのシステムが音声告知放送の次の更新期が平成30年までというタイミングでこ

ございます。それで、これまでの災害等の検証をした中では、無線の防災行政無線を郡上市内全戸宅内受信機を設置して、確実に情報をお届けする方法に一元化するほうが良いというふうな研究結果を見まして、今般の音声告知放送の更新期に合わせまして、一元的に防災行政無線の方式とするものでございます。したがって、防災行政無線のシステムは、これまでのシステムがあって、その継続ということになります。

工事内容です。概要、平成30年9月に保守期限を迎える音声告知端末にかわり、無線による宅内放送設備を今年度から3カ年の計画で整備し、防災行政無線宅内放送エリアの拡大を図るもので、1年目となる今年度においては、親卓設備の更新及び屋外拡声子局、パンザマストで放送している子局ですが、これの増設、移設等の整備を実施するものでございます。

親卓の設備の更新につきましては、平成17年度に整備を実施して以来10年が経過し、こちらの更新期を現在迎えております。これも、先ほどの音告も合わせながら計画をしてきたものであります。第1期の主たる工事としては、親卓本体の更新でございます。

仕様につきましては、これまでのメーカーであります富士通ゼネラルの製品でありまして、このシステムを使っておりますので、引き続きこの更新ということとなります。放送設備等、それから、50インチの地図表示板、電源設備、こちらは停電時にも発電機から電源を受ける機能も含むものでございます。

広域スピーカー設置ということで、2基、これは八幡町の口明方エリアにつきまして、地形上、既設スピーカーに比べて約2倍の音の到達距離が見込めると、これ、キロ数でいうと2キロになるんですけども、そうした広域スピーカーを2基設置するものでございます。

それから、屋外拡声子局増設26局ですけども、これも受信の精度を全て市内調査をし、その結果、今回設計をしたものでございまして、ごらんのように、全体では26局増設をするということでございます。パンザマストを立てて、そして、そこからの屋外拡声子局を設置するものでございます。聞こえにくい地域に対して補正をするものでございます。

1枚めくっていただきますと、ただいまの屋外子局、拡声子局の仕様がございまして、こちらも富士通ゼネラルの製品でございます。地震放送、現地放送、これ、現地でも放送ができる仕組みになっております。空中線、アンテナでございます。それから、72時間の稼働バッテリー、電源設備です。以上でございます。

それから、再送信機能、屋外拡声子局の増設ですけども、こちらは、既設の11局の再送信機能の屋外拡声子局に加えて、5局を追加整備する、より良好な電波通信環境をつくるものでございます。内訳はごらんとおりでございます。

次に、既設の屋外拡声子局の移設ですけども、これも、いわゆる地震状況の検査によりまして、調査によりまして、より効果的な受信、放送が実行できるためには、位置を13局移設する必要がある

るという結果に基づきまして、今般移設するものでございます。

それから、既設気象情報収集子局改修とありますが、これはいわゆるテレメータを設置しております、そこそこに気象情報、雨量とか、いろいろなものを収集し、こちらに送っていただくというようなことができるような仕組みがありますので、それにつきましての更新、改修を行うものでございます。

その他、既設の屋外拡声子局につきましても、より効果的な放送を行うために出力変更等、必要な改修等を行うものでございます。

以上、3カ年計画の1年目の事業でございます。そのシステム全体につきましては、図面をつけております。今申し上げたことであります。

新親卓が第3管理室とありますが、当面3カ年は旧親卓と並行仕様になりますので、現在の放送室につきましては、旧親卓が設置され、双方の利用、そして3年目に新親卓を今の放送室に一括移動して完成すると、こういう仕組みでございます。

最後のページには、見積もり結果とあります。こちらにつきましては、当初指名委員会で3社指名をしておいたわけでございますけれども、1社は、経営審査事項の有効期限が切れておりまして、前もって連絡は、これは県の建築研究センターで一括して受付を行っておりますので、その経営審査事項の有効期限が切れるということにつきましては、センターから通知があったわけですが、その更新がなされていなくて、いわば失格といえますか、これに応札できないという状況になりました。それから、1社につきましても、辞退されましたので、本体のこれまでシステムを構築してきておりますこの富士通ゼネラルということでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（渡辺友三君） それでは、説明が終わったので質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（渡辺友三君） 17番 清水敏夫君。

○17番（清水敏夫君） 2点ばかり伺いをしておきたいと思いますが、今年度から、防災行政無線の整備が計画的に行われるということでございますが、かねがねこの屋外のパンザマストのスピーカーの非常に聞こえが悪いということで、雨が降っていなくても、普通するときでも防災訓練なんかやったときに、それを流すわけですが、子局から、パンザマストから流すときに、非常に音が小さいということで、全く聞こえないところは今回26局の増設ということでもいいんですが、一番最後のその他の改修等というところで、既設の屋外拡声子局についてより効果的な放送を行うため、出力変更等改善を行うというふうにございますが、やっぱり僕は出力が、今のシステムはほんとに弱いというふうな感じがするものですから、ここんところで、出力変更というところがどの程度期待できるのかなということについて、具体的に、地域の振興事務所長であるとか、消防団であるとか、い



ろんな意見が多分来てると思うものですから、その辺のとこをこれで具体的に解決しないと、またお金かけてどうなんやっていうような声も、後から聞いても残念なことだと思いますので、その辺についての状況をお聞かせいただければと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（渡辺友三君） 理事兼総務部長。

○理事兼総務部長（田中義久君） ただいま御指摘のとおり、やはり広い、非常に広域の市域、そして山があり、谷があり、地形が非常に複雑でございます。その中で、しっかりと放送を届けるということが非常に困難な地形であるということがまず1つあります。そういうことも含めまして、音声告知放送につきましては、宅内で受けていただく場合に、有線ですので、非常に鮮明に受信をしていただけたという状況があったというふうに思います。それと比較した場合に、八幡地域は現在このシステムで、防災行政無線で宅内受信を受けておるわけですが、自分の家でも少しアンテナとか角度とか、気象状況によりまして、入りが悪いことが実際あります。そういうふうな部分がありますので、今、御指摘の外の屋外子局、パンザマストからの放送につきましても、相当しっかり調査をし、そして、どのような配置、出力にすれば最もよく到達できるというふうな調査結果、ちょっと今手元に持ってませんので、詳細は、今ここで説明できませんけども、そういう相当詳細な現場における受信状況の調査、そしてそれに対する対応という研究結果を今回反映させたものが26局の増設、それから、いわゆる通信機能の増設5局、それから、13局は位置を変えてというふうにしたわけです。

もう一つは、いわゆるデジタルの放送で行こうというふうにしておるわけですが、やはり、カーブを回っていくところとか、非常に受信状況の難しいところがありますので、デジタルとアナログ併用というシステムをとって、そして地形の悪いところでも受信状況をよりよくしようというふうな、今、結論を見とるわけですが、したがって、さまざまな角度から、調査し、それに対応する最善の策として、研究した結果としての今回の設計でございます。しかし、そういうものの、やはり確かに防災行政無線っていうのが八幡の現在でもなかなか難しい面がありますので、今後とも実施をしながら、市民の皆様のお声に対応をしていく必要があるというふうなことは今話をしておるわけですが、必要であれば、調査結果をまた御説明させてもらいたいと思いますけれど、概要としては以上です。

（挙手する者あり）

○議長（渡辺友三君） 14番 武藤忠樹君。

○14番（武藤忠樹君） 請負業者とあって、営業部部長となっておりますが、今までの請負業者の中で営業部部長っていうことがあったのかなっていう気がするんです。大体取締役とか、会社を代表する方だと思うんですが、この営業部部長、これに関しまして、請負業者が営業部部長になることについては、ちょっと、どういうことなのか、教えていただきたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） 富士通ゼネラルの今回の請負業者としての契約の相手方として、この会社として、この営業部、そして代表者としての部長ということで、契約をするという、会社としての対応がございますので、それを当方としては受けております。事例としては、富士通ネットワークソリューションとか、非常に全国の大規模な場合に、会社がいろいろと営業本部とか、そういう持つてる場合には、こういう事例があるというふうに思います。この理由につきまして、しっかり追って説明させていただきたいと思いますが、ちょっと今これ以上のこと、よう申し上げられませんので、申しわけありません。よろしくお願いします。

（挙手する者あり）

○議長（渡辺友三君） 14番 武藤忠樹君。

○14番（武藤忠樹君） 郡上市として認めるならそれでという思いはしますけれども、ただ、請負業者として、一介の営業部部長がこの会社を代表する方だとは、私は思えないんですけれども、そこら辺のところ、今後、会社としての説明をいただきたいことと、どう説明したらいいのかな。やっぱり請負業者としては、この富士通ゼネラルのやっぱり代表する方のやっぱり請負業者としての名前がほしいのかなって気はしますので、後ほど説明いただければと思います。

○議長（渡辺友三君） 後ほど、わかりましたら説明をお願いいたします。

そのほか。

（挙手する者あり）

○議長（渡辺友三君） 10番 山田忠平君。

○10番（山田忠平君） 同じことを思っておって、プラスアルファをしますが、一応3年契約でいよいよ郡上市の全体の方向が決まっていって、音声告知端末整備が無線のことに変わっていくってことなんです、そうである一番初期のことになりますと、今回の入札についても、随意契約で2社がだめになったということになります、この今システムを扱っていたり、機材とかいろんなことになってくると、他社が入る可能性がまだ先のことでもあるのか、もうこれ既成事実でゼネラルに決まってまうんでないですか、その辺のことはどう見解を持って見えるか。

○議長（渡辺友三君） 答弁求めます。

理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） これから、大きな事業の中では、例えば宅内受信機を、これ調達する場面っていうのはやっぱり富士通のメーカーのものになると思いますけど、それを設置をし、要するにそれを各戸へ回って現にそこの現場で設置をし、調整をします。その受信状況についての対応ということがありますけれども、考え方としては、そういう場面というものは、切り離して考

えていけるというふうにして思っております。したがって、でき得る地元の電気工事事業者、あるいは電気商の組合の皆さんとか、地元のこの関連の御商売の方で受けてもらえるものにつきましては、もちろん今回の富士通ゼネラルに対しましても、仕様書の中で、今回の事業の中でも、地元でできるだけやるようにという指示は入れるようにしますが、今後の契約はそれぞれの契約の中で分離してできるものがあると。その中では、また地元の業者の皆さんの参入というものに道が開けていくと、そういうふうなことを今内部で協議しております。そういうふうにしていきたいと思っております。

(挙手する者あり)

○議長(渡辺友三君) 10番 山田忠平君。

○10番(山田忠平君) もちろんできるものは、ぜひとも地元の業者を、できる工事は入れてもらいたいということと、あと、先ほど言いましたように、システム、機材の関係になってくると、富士通ゼネラルも入ってきた場合に、そういった機材的なことも、システムはもう決まってしまうんじゃないですか。3カ年計画であっても。それは、各自、今までの全国の大体の自治体のいろんなことを検討されて、そしてやっぱりこの富士通のことで決められたことについてのちょっと今までの経緯とか、こういうことが載ってますよ、こういう地区がこうでしたよということが説明いただければありがたいと思います。

○議長(渡辺友三君) 理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長(田中義久君) 冒頭、この議案説明の中で申し上げましたけれども、今回のシステムは、防災行政無線本体は既に以前から富士通ゼネラルのシステムで稼働してるんです。八幡エリア、これはいわゆる郡上ケーブルエリア以外のところにつきましては、音声告知放送の仕組みはできませんので、当然これINGエリアにつきましては、いわゆる現在の富士通ゼネラルのシステムにおいて防災行政無線の宅内受信機を八幡エリアはつけていただいとるわけです。それで、そのシステムは今回変えないんです。それを機器を更新して延長するということですので、富士通ゼネラルのシステムを今後も使っていくということについては何ら変わらないということ。これは、富士通ゼネラルを選定したときの今の御質問の中でいけば、調査をさまざまにして、そして選定をされてきておることですので、それはまた別途説明する機会は持てると思いますけども、今回の事業につきましては、いわば継続事業でそこに付随させて、音声連動って言いましたが、いわゆる音声告知放送にいわゆる防災行政無線放送を連動する機械をつけることによって、音声告知に変換させて、市内全域に同じ放送をしようとしたわけです。ですから、Jアラートのときなんかはそこで、少し時間のおくれが生じておまして、そこでいかに同時発信ができるかってことで、別系列で同時に発信させるっていう系列を開発してやったわけですけども、今回は、1本の富士通ゼネラルの防災行政無線でいけると。ですから、仕組みは変わらないということは御理解いただきたい

と思います。

それから、済いません、議長、先ほどの武藤議員の御質問でしたけど、先ほど申し上げたように、いろいろな、いわゆる営業本部の制度があるかと思いますが、本社からの、富士通ゼネラルの本社から委任がされている名義が現在のこの中部情報通信ネットワーク営業部でありまして、この部長の名前でもって指名願いがされてるということです。これは、本社からいわゆる委任という形で、この中部情報にそれが委任されておりまして、そしてそれが代表者として、郡上市の指名登録されておると、こういうことでありますし、過去にも、先ほども申し上げましたけど、こうした名前におきまして、契約の相手方としてやらせていただいておりますということです。よろしく願いいたします。

○議長（渡辺友三君） そのほか。

（挙手する者あり）

○議長（渡辺友三君） 15番 尾村忠雄君。

○15番（尾村忠雄君） 今回、無線による宅内放送設備ということで整備されるわけなんですけれども、先ほど17番 清水議員のほうからお話がある中で、不感地域に対しても対応できるというようなことでありましたけれども、雷対応はどうなってるかなってことと、もう1点は、停電のときに72時間バッテリー対応ができるということでもありますけれども、バッテリーっていうのはある程度の期限があらうかと、車でもそうだと思いますけれども、そういった期限とかについて、お聞きをいたします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） 仕様の詳細につきましては、ちょっと、少し調べさせていただきたいと思います。雷等の避雷針のあり方とか、どういうふうな設置で雷被害を避けるかとか、あるいは受けた場合にどういう対応をするかということだと思いますけれども、ちょっと担当から、調べて説明させていただきたいと思います。

それから、先ほど僕が申し上げました中で、平成29年度と30年度山田議員が言われた中で、受信機がもうメーカーが固定されとると言いましたけど、親卓の発信につきましてはそうですけれども、個別受信機としてのいわゆる送受信装置につきましては、機械的には、富士通メーカー以外でもそれはできると。ラジオなんかでも例えばナショナルであってもサンヨーであっても聞けるというようなことがありますから、そういうふうな放送の送受信につきましては、ちょっと私同一だって言いましたけど、富士通以外でも可能性はあるということです。別立てのそれぞれの契約ということで、今後それは設計し、入札し、決定していくということになると思います。

以上です。

○議長（渡辺友三君） そのほか。

（挙手する者あり）

○議長（渡辺友三君） 4番 野田勝彦君。

○4番（野田勝彦君） 4番 野田です。ちょっと、私自身がわからないところなんです、これは随意契約となっておりますが、これだけの金額の契約ですから、常識には当然一般入札であると思っておったんですが、そうではないのか。あるいは一番最後の見積もり計画のところ、2社が出ております。2社はやっぱり辞退とありますが、一体何社に見積もり依頼をしたのか、その辺はどうでしょうか。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） ただいま御指摘のとおりでございます。先ほどもちょっと触れましたけども、指名委員会におきましては、5月の時点で富士通ゼネラルのほかにこのシステムについて、これまで保守点検の経験のある、あるいはこうしたシステムについての十分対応できるということで、中央電子光学という会社、それから市内の業者でも、特に富士通ゼネラルとの特約関係もあります仲畑通信機と、3社を指名して、そしていわゆる入札執行につきましても通知はしているわけです。先ほど少し触れましたけれども、市内業者の方がいわゆる経営審査事項の更新期、有効期限が過ぎているのを、それを更新されてなかったということで、いわば資格としてはないと、そういうことで、当初の指名委員会の思惑とは違いまして、そこが外れる結果になったと、こういうことであります。

それから、その2社以外に市内に入札資格参加登録が郡上市にあつて、この工事を実行できる会社、業者の方がいないということを確認しておりましたので、2社の中でのいわゆる見積もり合わせ、随契になるわけですけども、そういうことに決定をしたという経緯でございます。その中でさらに、中央電子光学につきましては、一部仕様の中で、本社で対応できない部分があるというふうな等のことにおきまして、辞退をされたという結果でございます。

（挙手する者あり）

○議長（渡辺友三君） 4番 野田勝彦君。

○4番（野田勝彦君） 4番 野田です。状況はわかりましたが、これは、名古屋までこうして見積もり依頼をされてるんですから、市内のみならず、市外をもっと広く、可能な業者を広げて依頼をすべきではないかと思うんです。いかにも、この今上げられた3社だけでは、私、少ないような気がするんです。これでは競争にならないという気がしますが、いかがですか。

○議長（渡辺友三君） 答弁求めます。

理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） 先ほどもちょっと触れたわけですが、システム自体がこの富士通ゼネラルの仕様で、既にでき上がっている部分を、要するに八幡エリア以外は、これまでも実はパンザマストは立って、そのシステムにおいて防災行政無線を放送してるわけです。今回、宅内受信機を重立ってそこに、今までの音告を変えて、無線の受信機を各戸に据えさせていただくということになります。そうしますと、親卓初め、現在のシステムをやっていたわけでありますので、それを継続してシステムとして使っていくわけですから、そのことにつきましては、現在のシステムを構築したときにかかわった業者、それから、現在のこのシステムを、そのような改修工事ができ得るということにおいて、3社に絞ったということであります。

○議長（渡辺友三君） 先ほどの15番 尾村議員の質問に対する答弁のため職員の入場を許可しております。

○総務部総務課長（佃 良之君） 総務課長の佃でございます。先ほど尾村議員さんからの御質問、雷の問題だったかと思うんですが、子局につきましては、避雷針がついておりまして、これで対応しております。過去の被害状況を確認したんですけれども、17年度以降でございますが、これまでに避雷針があったというおかげで、雷による被害等はございません。もし、雷あるいはそういうことで停電を一時的にしましたときは、子局につきましては、自動復旧機能つきブレーカーというものがついております。それでもって瞬時にブレーカーが作動しまして、復旧するという機能を持っておりますし、合わせて停電時が長くなる場合、内臓バッテリーで稼働するというような仕組みを持っておりますので、雷、あるいは停電に対してはそういう対応で行っていきたいと思っております。

それから、先ほどの野田議員さんの業者の関係でございますが、一応今回の業者の指名の条件の中に、通信的なことがございますので、総務省が指定する登録点検事業者という資格を持った業者を条件とさせていただきました。この中で、さらに今回の基本の機器が富士通製ですので、さらに富士通製の機器が扱えるというところの業者を探したんですけれども、県内には、今お示しした業者以外にはなかったということで、当初は3社の指名ということにさせていただいたという経緯でございます。よろしく申し上げます。

○議長（渡辺友三君） まだ大分ありますか、質疑は。

バッテリーについて。

総務部総務課長 佃良之君。

○総務部総務課長（佃 良之君） バッテリーにつきましては、これまでもそうですけれども、定期的に寿命が来ますので、定期的にバッテリーのみの更新を行っております。バッテリーのみの更新を行う場合もあるということでございます。

○議長（渡辺友三君） それでは、暫時休憩いたします。再開は11時を予定しております。

(午前10時50分)

---

○議長（渡辺友三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前11時00分)

---

○議長（渡辺友三君） 理事兼総務部長 田中義久君より発言が求められておりますので、許可いたします。

○理事兼総務部長（田中義久君） 尾村議員さんから、バッテリーの御質問があった中で、少し補足させていただきますけれども、これまでの方式は、三、四年寿命のタイプでありましたが、これは計画的に交換をするということは今までもやってきております。そして、点検結果に基づいて消耗が早いものにつきましても、交換をしてきているということですが、今回、いわゆる未交換のものにつきましては、交換をさせていただきますし、タイプの的には10年物という長寿命タイプを導入するというので、今までよりスパンは長くなると、それにしましてもやはり計画的な点検、交換ということはしっかりやらせていただくというふうにしていきますので、よろしく願いいたします。

(挙手する者あり)

○議長（渡辺友三君） 7番 森喜人君。

○7番（森 喜人君） 1つだけ質問させていただきます。この防災無線にすることは私も賛成なんですけれども、これ無線にするときに私も一般質問させていただいたわけですが、そのときちょっと心配したのは、要するに、IP告知の機材、各戸で出ますよね。ああいうものを入れた負担です。各戸における負担がありましたよね。そういうものが幾らだったかということをお聞きしたいんですけれども、そして、先ほど理事のほうから説明がありましたように、有線の告知のあれを機材を除けて、また、この無線の機材を入れるということですね。各戸に。ということはまた各戸の負担がふえるわけですよね。そういったことの説明というのは、各戸にされるかというか、されなきゃいけないと思うんですけれども、どのように考えておられるかということをお聞きしたいです。

恐らくIP告知からこの無線にした段階で、いわゆるサックコストといいますか、やっぱりそれまでかかってきたコストがあると思うんです。それを一切なしにして新しいものを入れるわけですから、そういうもののコストがどんだけだったのかということも、後日で結構ですけど、また教えていただければと思います。

一番肝心なのはやはり各戸にこういったものをまた入れるということは、また機材を購入してもらわなきゃいけないということですね。そういったことの説明ということをどのように措置されるのかということも含めて、お願いしておきます。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） 一つは、音告の各戸の端末、これにつきましては、実は、富士通ネットワークソリューションという会社があればやっているシステムなんですけれども、この方式は、平成22年だったと思いますけど、生産しないというふうな話があって、それで大変驚いて、延長ができないということの中で、研究を始めたのが発端でありましたけれども、それができるよという、途中で変更も一部ありましたけども、いずれにしても平成22年度に音告システムを全て更新しましたけれども、その次のタイミングは29年、30年なんです。ですから、いわば端末の有線の受信端末としては、いわば償却済みといたしますか、ちょうどそこで更新時が来るというタイミングでこれを変えていくっていうふうにして計画しましたので、いわゆる、残りの価値っていいですか、そういうものにつきましては、タイミングよく今回の変更といたしますか、改修のタイミングに合わせてきておりますので、ちょうど更新期に合わせたということにおきましては、その価値をあるがままに途中でそれを使わなくなるというよりも、更新をするというタイミングにおいて、それを撤収すると、こういうことにしたということでもあります。

それから、今後のことですけれども、音声告知放送の端末につきましては、いわゆる各戸負担という問題になると思いますけれども、基本的には、例えば1件あるときに1個それを設置していくっていうことですけれども、そういうものの負担につきましては、最小限になるということ、これから、設計を今これから2年度、3年度でやってくわけですので、議会と御相談しながら、個別の負担につきましては、限りなく最小限にしていこうという考え方で詰めていきたいというふうに思っております。ただ、それが2件目、3件目とか、自分の責任において、故障、傷めたとか、そういう場合についての御負担は求めることがあるかと思っておりますけど、今後の議会との御相談の中で、今申し上げたような方向で設計していきたいと考えております。

（挙手する者あり）

○議長（渡辺友三君） 7番 森喜人君。

○7番（森 喜人君） I NGエリアとケーブルテレビエリアといたしますか、違うんじゃないかと思うんですが、今、平成22年って言われましたけど、そのときまでに各戸の負担があったと思うんです。端末導入において。今の説明ですと、ちょっと私、全く理解できないんですけども、平成22年度までに端末を入れたわけです。そのときは各戸の負担があったと思うんですが、そういうもので。

（発言する者あり）

○7番（森 喜人君） なかったですか。あるよね。ありますよ。あったでしょ。

○議長（渡辺友三君） 理事兼総務部長、答弁求めます。

○理事兼総務部長（田中義久君） 音告は、先ほど申し上げたように、1件についての1個の設置に



については、基本的には御負担ない形でいたと思います。さきに申し上げたのは、最初の十五、六年で整備したものの第1回目の更新期が22年に来て、そしてシステムとしては7年とか8年で、それで変えていかんならん時期が来ますから、残用の価値があって使えるのに、その価値を残したまま新しいものを入れるという無駄がない計画をさせていただいたっていう、そういう森議員さんの御質問と違った意味の御答弁したかもしれませんけど、そういうことでございます。

それで、先ほど申し上げました最小限っていうのは、我々として今考えておりますのは、いわゆる音告とその個別受信機無線の交換に当たりましては、限りなく御負担を少なくと言いましたのは、事務局としてはいわゆる御負担のないものを目指していきたいと。今回の導入につきましても。ただ、これは全体の経費と、財源の問題につきまして、議会でこれから御相談することですので、言い切ることはできませんけど、そういう方向性で今検討をさせてもらうというふうに考えております。

(挙手する者あり)

○議長（渡辺友三君） 7番 森喜人君。

○7番（森 喜人君） 平成29年度に向けての負担っていうのはなかったということは思うんですけども、平成22年度までは恐らく、端末の負担っていうのは過去あったということ。

○議長（渡辺友三君） 市長公室長 三島哲也君。

○市長公室長（三島哲也君） ケーブルテレビの整備する折におきまして、そのときの整備にかかわるところの負担金っていうのはとっておりませんですし、今回この防災無線の端末受信機を取りかえる折には設置しますし、音告は撤去しますし、新しい受信機を設置しますし、ケーブルテレビ系のモデムっていいですか、その取りかえもありますので、そういう工事が一体となって連携して行われるんじゃないかと思えますし、その折には、当然でございますけど、こちらのほうの計画によって取りかえるということでございますので、受益者、市民への負担っていうのは当然考えておらずにこっちのほうのところの予算のほうでやりたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

(挙手する者あり)

○議長（渡辺友三君） 7番 森喜人君。

○7番（森 喜人君） それは、じゃあそれで確認させていただきましたので、結構でございます。最初に質問させていただきましたこの防災無線にすることによって、今までの機能といいますか、要するにIP音告、有線の関係が一切なくなるということなんですが、そのことのいわゆるサンクコストです。いわゆる、無駄になってしまうって言っちゃあおかしいですけど、そういった経費はどのぐらいになるのかちゅうことをお聞きしたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長公室長 三島哲也君。

○市長公室長（三島哲也君） IP電話につきましても、今の今回のほうのアナログのほうになりますので、音告なくなりますので、IPのほうはなくなりますので、そのところについてはこれから市民のほうに周知活動していった理解をしていただきたいと思います。

（発言する者あり）

○議長（渡辺友三君） 理事兼総務部長。

○理事兼総務部長（田中義久君） これは、ですから、森議員さんさっき僕が言いましたけれども、いわゆるその機械を更新期までしっかりその期間を使って、そしてそのタイミングまで待って今回更新をするっていうふうにして計画してきておりますので、どっちみちその時点が来ればIP音告含めて、更新する時期に来るわけです。そこまでの償却って言うていいのかですけども、使っていけたという形をめざして、計画づくりをしてきてましたので、いわゆる資産における残存価値といますか、そのことにつきましては、更新が迫られたタイミングになりますから、音告で更新するのか、無線でやるかという選択の中で、災害時の経験あるいは停電時の対応をしっかりと行くと、等々のことで、庁内での研究会をつくった結果、このタイミングにおいて変えていけば一番市としての財政に対する無駄がなく変えていけると、こういうふうなことでやってきたわけでありまして、御理解いただきたいと思います。

○議長（渡辺友三君） そのほか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第100号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第100号については委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 討論なしと認め、採決を行います。

議案第100号について原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第100号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第101号について（提案説明・採決）

○議長（渡辺友三君） 日程14、議案第101号 工事請負契約の締結について（無電柱化整備本体管路（第1工区）工事）を議題といたします。

説明を求めます。

建設部長 古川甲子夫君。

○建設部長（古川甲子夫君） 議案第101号 工事請負契約の締結について（無電柱化整備本体管路（第1工区）工事）。

次のとおり、工事請負契約の締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。平成28年6月29日提出、郡上市長 日置敏明。

1、契約の目的、無電柱化整備本体管路（第1工区）工事。

契約の方法ですが、一般競争入札による。

契約金額、1億5,557万4,000円。

契約の相手方、郡上市八幡町島谷1613番地、株式会社木越組。代表取締役木越幹人。

工事の場所、郡上市八幡町柳町地内。

工事の概要、土木工事一式でございます。

1枚はねていただきまして、資料のほうをちょっと添付しておるわけでございますが、まず、工期については、平成29年の3月10日までというふうに予定しております。

それで、工事の概要ですが、今回、埋設工事を3年間にわたって実施したいということの初年度ということで今回、6番目のほうに書いておりますが、工事の概要ですが、施工延長としましては555メートル、主な工事のほうの内容なんです、仮設工（軽量鋼矢板）とありますが、これは土留めなわけですが、これが一式、それから土工、それから電力、通信それぞれの管路でございますが、電力につきましては、130の管路、それぞれ要りますが、100につきましては971メートル、130の径につきましては、1,536メートルを予定しております。

通信管路につきましては、共用F Aとありますが、これは、後で説明しますが、フリーアクセス引込分の集合管でございます、468メートル、通信の本体のボディ管ですが、これは200と250入れますが、合わせて396メートル予定しております。それから、特殊部の設置工という26カ所と書いておりますが、これにつきましては、地上にトランスを置きますが、そのほうの下部のほうのマンホールというか、そういうものです。それとあと途中のマンホールとか通信の接続マス、こういうものを含めてすべて26カ所のほうを予定しております。そのほかに、舗装のほうの仮復旧等も含まれておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、1枚ちょっとはねていただきまして、位置のほうですが、図面のほうの向かって右側の

ほうが吉田川でございますが、こっちのほうに市道の殿町下小野線のほうがありますが、ここから下柳町から左のほう中柳町のほうにかけて行うということで、施工延長全体で555メートルということでございます。有穂中坪線の県道の上流側に位置する部分を今回やっていくということでございます。

それで、もう1枚ちょっとはねていただきますと、標準断面図、道路の断面図のほう書いて提示しておりますが、掘削も断面の中に向かって左側のほうで、上のほうの上面の図面の左側の幹線部のほうの図面になりますが、左のほうに通信ケーブル関係が入っております。通信ケーブル、上下で2段になっておりますが、先ほど私が説明しました共有FA管、これは各家庭のほうへ引き込んでいくわけですが、下のほうから一遍この上引き出してから家庭のほうへ持ってくるというものでございます。右側のほうがEという頭文字で書いてありますが、エレクトロニック、これは中部電力のほうの電気関係のほうがこちらのほうへ埋設されてくるというものでございます。

それで、各断面のほうに書いてます赤いほうが電気関係、青い表示のほうが通信管のほうの関係でございます。それで、その下のほうですが、これは、ハンドホール、電気関係の引き込み管のほうの関係でございますけども、下水でいうマンホールのようなものは設置されてくると、また右のほうの下段のほうにありますのが、上のほうにトランスを載せる関係上、下部のほうに電力地上機器部というんで下部のこういうマンホールみたいな、下部のほうへ入れてくと、今回トランスのほうは行きませんが、下部の受ける台をつくってとということになっています。

次のページのほうには、そういうマンホール等の平面図のほうを添付しております。

続きまして、入札のほうの結果ですが、一般競争入札ということで、7業者の方が応札されたということの中での状況でございますので、見ていただきたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 説明が終わったので、質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第101号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第101号については委員会付託を省略することに決定をいたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 討論なしと認め、採決を行います。

議案第101号について原案のとおり可とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第101号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

---

◎議案第102号について(提案説明・採決)

○議長(渡辺友三君) 日程第15、議案第102号 工事請負契約の締結について(簡水八幡南部浄水場築造第2期工事)を議題といたします。

説明を求めます。

環境水道部長 平澤克典君。

○環境水道部長(平澤克典君) 議案第102号 工事請負契約の締結について(簡水八幡南部浄水場築造第2期工事)。

次のとおり工事請負契約を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。平成28年6月29日提出、郡上市長 日置敏明。

1、契約の目的、簡水八幡南部浄水場築造第2期工事。

契約の方法、指名競争入札による。

契約金額、2億169万円。

契約の相手方、郡上市八幡町島谷1613番地、株式会社木越組。代表取締役木越幹人。

工事の場所、郡上市八幡町那比地内。

工事の概要、築造工事一式。

1枚おめくりいただきまして、資料1をお願いいたします。工事概要書でございます。契約概要で、重複箇所は省略させていただきます。

仕様書番号、簡水第28の46号。

工期でございますが、今契約締結の日より平成29年2月28日。

次に、築造工事の内容でございます。

名称、八幡南部簡易水道、八幡南部浄水場。

位置、岐阜県郡上市八幡町那比(宇留良)地内でございます。

処理能力、1日当たり663立米。

施設でございますが、緩速ろ過池設備でございます。上向式でございます。

工事内容といたしましては、躯体工事、機能設備工事、配管設備工事、付帯設備工事の各一式でございます。

おめくりいただきまして、資料2の位置図をお願いいたします。少し細かくて申しわけございませんが、左のほうの下のほうに印をさせていただいております。

場所は、那比の高畑温泉の上流になりますタラガトンネル入り口付近でございます。

次に、資料3、平面図をお願いいたします。横向きでございますが、右側の上段のほうに全体の施設概要を、それから、その下に本件の概要を表記させていただいております。

図面のほうでございますが、赤色の箇所が緩速ろ過池で今回建設させていただくものでございます。参考に、緑色というのが施工済み箇所でございますので、よろしくをお願いいたします。

1枚おめくりいただきまして、入札結果でございます。内容はごらんとおりでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 説明が終わったので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第102号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第102号については委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 討論なしと認め、採決を行います。

議案第102号については原案のとおり可とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第102号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

---

#### ◎議案第103号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（渡辺友三君） 日程16、議案第103号 物品売買契約の締結について（公有民営方式バス車両購入）を議題といたします。

説明を求めます。

市長公室長 三島哲也君。

○市長公室長（三島哲也君） 議案第103号 物品売買契約の締結について（公有民営方式バス車両購入）。

次のとおり、物品売買契約を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。平成28年6月29日提出、郡上市長 日置敏明。

- 1、契約の目的、公有民営方式バス車両購入。
  - 2、契約の方法、随意契約による。
  - 3、契約金額、2,418万4,980円。
  - 4、契約の相手方、郡上市八幡町旭下平瀬1543番地、日清自動車工業有限会社。取締役日置進。
  - 5、納入場所、郡上市八幡町島谷228番地。
  - 6、物品の内容、路線バス（中型ノンステップバス）1台でございます。
- 1枚おめくりいただきまして、資料のところで、説明をさせていただきます。

公有民営方式バス車両購入事業でございますけど、この事業の目的としましては、バス事業者の車両の更新の軽減負担等や安全確保というところ、それから、利用者の利便性という観点からもちまして、郡上市がバス車両を購入しまして事業者に貸与するというところの事業目的でございます。

貸与先につきましては、有限会社八幡観光バス、和良線及び明宝線で運行している分の車両に対して貸し付けるものでございます。

5番としまして、納入期限としましては、平成29年1月27日でございます。

6番、7番は説明しましたので省かせていただきまして、8番、車両の仕様としましては、日野レインボーでございます。

9番としまして、主要の諸元でございますけど、定員59名、座席は26名でございます。車椅子のスペースが1台分ございます。あとは、ここに書いてあるとおりでございます。

おめくりいただきまして、参考図面として、車両のサイズ等がございます。下面のところに真ん中ほどの右側に2列、2つありますけど、このところが車椅子の車両のスペースというふうになっておりますし、その横のところから、ノンステップになっておりまして、車いすが上るスロープを設置して、乗車できるという仕様になってございます。

次の見積もり結果でございますけど、これにつきましては、指名ということで、市内の実績がある購入可能な事業者ということで、5社指名をさせていただきましたけど、4社辞退がありまして、1社のみのお応えということになりましたので、形式上随契という扱いになっております。辞退の理由、確認しましたところ、現在、バス車両のところ、非常に需要が多くということで、この納期のところに入れるのが非常に難しいというところから、1社のみは可能であるというところからお応えしていただいたものでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（渡辺友三君） 説明が終わったので、質疑を行います。質疑ありますか。

(挙手する者あり)

○議長(渡辺友三君) 14番 武藤忠樹君。

○14番(武藤忠樹君) 1点、お聞きします。

この和良線、明宝線を今有限会社八幡観光バスが走ってるわけですけども、契約、要するに今和良線や明宝線のここが八幡観光バスがどういう取り決めになって、多分入札で入ったと思うんですが、その辺のことをお聞きしたいことと、将来貸与するのは、八幡観光バスで将来的にも和良線、明宝線を走らせるときに、また業者の選定があると思うんです。そうすると、この主要諸元の中で、塗装は有限会社八幡観光バスの路線バス仕様となっておりますが、こうやって貸しとくとこの路線は全部八幡観光バスに優先的に貸とるんじゃないかなっていう、そんなことも考えるわけですが、その辺のところは、このわざわざ塗装をされるっていうことの意味がわかりませんので、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長(渡辺友三君) 市長公室長 三島哲也君。

○市長公室長(三島哲也君) 和良線、明宝線につきましては、八幡観光バスが4路線ということ、事業者が設定しとる路線でございますので、八幡観光バスが自分で申し出て許可を得とる路線ということになります。市が計画しとる自主運行バスの路線と違いますので、ここにつきましては、先ほど申しましたように、有限会社八幡観光バス、自主路線バス路線でございますので、そこにおけるバスの更新に対して市が車両を購入して貸し付けるということになりますので、お願いしたいと思います。また、今後につきましては、購入価格から国の補助金と市の補助金がございますので、それを差し引いたところで、5年にわたりまして貸付料としまして、貸付契約に基づいて使用を貸借をするというものでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長(渡辺友三君) そのほかありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第103号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第103号については委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 討論なしと認め、採決を行います。

議案第103号については原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。



(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第103号については原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

---

#### ◎市長挨拶

○議長(渡辺友三君) 以上、本日の日程は全て終了をいたしました。

ここで、日置市長より御挨拶をいただきます。

市長 日置敏明君。

○市長(日置敏明君) 平成28年第3回郡上市議会定例会の閉会に当たりまして御挨拶を申し上げます。

議会におかれましては、去る6月13日開会以来、本日まで17日間にわたりまして終始御熱心かつ真剣に御審議をいただきました。提出をいたしました議案につきましては、本日の追加提案を含めまして全て議決をいただきまして、厚く御礼を申し上げたいと思います。

審議の過程や一般質問等においていただきましたさまざまな御指摘や御意見、御提案につきましては、今後の市政の運営に当たりまして、これを踏まえてまいりたいと存じます。

いよいよこれからおどりを初め、さまざまなイベントも行われます夏本番がやっけてまいります。

議員の皆様方には、健康に御留意をいただきまして、御活躍をくださいますようお願い申し上げます。まして御挨拶といたします。

ありがとうございました。

○議長(渡辺友三君) ありがとうございました。

---

#### ◎議長挨拶

○議長(渡辺友三君) 平成28年第3回郡上市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

今定例会は、去る6月13日から本日まで17日間にわたり、条例改正、補正予算など、市政の諸案件につきまして議員各位には極めて慎重に御審議いただきましたこと、全議案滞りなく議了することができました。議員各位の御協力に感謝申し上げます。

また、市長をはじめ執行機関の各位におかれましては、常に真摯な態度をもって審議に御協力いただき、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

今定例会を通じ、議員各位から一般質問や審議の過程で述べられました意見、要望につきましては、今後の市政の執行に十分反映されますよう、要望する次第であります。

いよいよ来月9日には郡上おどり、また郡上のおどりとしてにぎやかな夏がやってくるわけで

ございますけれども、多くの観光客の皆さんにお見えいただき、楽しくこの郡上の夏を過ごしていただきますよう、市民挙げておもてなしの心で迎えたいと思っております。

議員並びに執行者におかれましては、熱中症など、暑さにも十分気をつけていただき、健康に留意していただきまして、ますますの御活躍を御祈念申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（渡辺友三君） 以上で本日の会議を閉じます。

これをもって平成28年第3回郡上市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

(午前11時37分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 渡 辺 友 三

郡上市議会議員 三 島 一 貴

郡上市議会議員 美谷添 生